

返金規定

株式会社 Maiwai

有料職業紹介事業 許可番号 12-ユ-301368

株式会社 Maiwai（以下「乙」という。）が有料職業紹介事業により求人者（以下「甲」という。）に紹介した人材（以下「対象者」という。）が、入社（採用）後、対象者の自己都合その他の事由により早期に離職した場合、乙は下記の基準に従い、甲に対して紹介手数料の一部返金、又はこれに代えて別の人材の紹介を行うものとする。

1. 返金の基準

入社後の期間	返金率	代替対応
1ヶ月以内に離職した場合	紹介料の80%を返金	別人材の紹介も可
2ヶ月以内に離職した場合	紹介料の50%を返金	別人材の紹介も可
3ヶ月以内に離職した場合	紹介料の30%を返金	別人材の紹介も可

2. 留意事項

- 「入社後の期間」は、対象者の入社（採用）日を起算日として計算するものとする。
- 返金又は別人材の紹介は、甲・乙間で別途締結する契約書及び個別の合意内容による。
- 対象者の重責解雇その他甲の責めに帰すべき事由による離職の場合は、別途協議のうえ返金の可否・割合を定めるものとする。
- 入社後3ヶ月を超えて離職した場合、本規定に基づく返金の対象外とする。
- 本規定は、職業安定法関係法令に基づき、事業所の見やすい場所に掲示する。

制定日：2026年7月1日

株式会社 Maiwai